



SNSで身分証明書を送るのは“超”危険?!

相談事例

SNSで親しくなった女性から「お金に困っている。紹介するサイトに会員登録してほしい。身分証明書、銀行口座情報を送ってほしい。」と話があった。女性が紹介したサイトへ運転免許証と預金通帳の画像を登録したが、その女性とは連絡が途絶えた。ある日、消費者金融から督促状が届き、自分の名義で借金の契約をされているのがわかった。SNSの女性が関係しているのだろう。自分に支払い義務があるか?

アドバイス

- ◆SNSで知り合った相手からの誘いをきっかけとしたトラブルが増加しています。実際の顔が見えない相手とのやり取りでは、その相手が本当に信頼できる相手かはわかりません。もしかしたら、今話題のAI(エイ・アイ 人工知能)が相手だったかもしれません。相手からお金の話が出たら疑い、運転免許証、保険証、銀行口座情報、クレジットカード番号などの個人情報を安易に送付・登録してはいけません。
- ◆相手に渡ってしまった個人情報は、取り戻すことができないばかりか、借金や商品の購入に悪用される可能性があります。身に覚えのない請求がきた場合は、その請求元に「第三者が自分の名義で契約した可能性がある」と事情を丁寧に伝えましょう。ただし、請求が取り下げられるかどうかは、請求元の判断になります。また、警察や信用情報機関への申し出も検討しましょう。
- ◆SNSのトーク画面(履歴)を相手から勝手に消去される場合もあります。あらかじめ画面を保存しておくことも大切です。

光回線サービスの乗り換えトラブルにご注意ください

相談事例

「インターネットの速度が遅いと苦情があったので回線工事を行います」と業者が訪問してきた。「今後は料金も安くなります」と説明されたので業者に言われるまま書面にサインした。しかし、書面をよく読むと知らない業者名の記載があり、契約先が変更になっていることに気が付いた。必要ないので解約して、元の契約に戻したい。(当事者 60歳代 男性)

アドバイス

- ◆光回線等の勧誘に際して自己の名称を告げない勧誘行為は禁止されています。勧誘を受けた際は必ず事業者名や連絡先、サービス名等の契約内容を確認しましょう。
- ◆「安くなる」と言われても、オプションとのセット契約で高額になったり、現在契約している光回線サービスの解約金等が発生する場合があります。現在の契約内容を理解した上で検討しましょう。
- ◆光回線の契約は、契約書を受け取ってから8日間は初期契約解除によって解約できます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!)(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します